

近年の国立公園内・周辺の風力発電 開発計画に対する反対運動（Ⅰ）

—エネルギー開発か住民の生活優先・自然保護か？—

村 串 仁三郎

はじめに

第1節 わが国における風力発電施設の設置状況と開発計画

- (1) 政府の風力発電開発促進政策と開発規制緩和政策
- (2) 風力発電設置の現状
- (3) 風力発電のリスクと風力発電反対運動
 - ①風力発電のリスク
 - ②風力発電に対する住民の反対運動

第2節 国立公園周辺の風力発電開発計画と反対運動

- (1) 磐梯朝日国立公園隣接の出羽三山風力発電開発計画と反対運動—成功事例1
- (2) 利尻礼文サロベツ国立公園周辺の浜里ウインドファーム計画と反対運動—敗北事例
- (3) 十和田八幡平国立公園周辺の「(仮称) みちのく風力発電事業」計画と反対運動—成功事例2
- (4) 十和田八幡平国立公園周辺の「(仮称) 惣辺奥瀬風力事業」計画と反対運動—係争中の事例 (以下次号)

小括

はじめに

風力発電は、化石発電、原子力発電の代替エネルギーとして、特に2011年の福島原発事故後は、有力な再生可能エネルギー源の一つとして注目されている。

政府は、再生可能なエネルギー源の一つとして風力発電開発政策を提起し、民間業者も風力発電開発に取り組んだ。風力発電は、風力の強い高原地、沿岸が適地とされるため、自然公園周辺に多く計画された。そのため、風力発電業界からは、自然公園法による規制が風力発電開発に大きな制約になるとし、規制緩和要求が強く提出された。政府もそれを受けて、風力発電開発のための規制緩和に取り組んできた。

自然公園法などの規制に対して、環境省は、一方では、政府の風力発電開発促進政策を受入れ、自然公園法の規制緩和に取り組まざるをえず、他方では、住民の要求に推されて自然公園保護を無視しえないので、苦しい立場に立たされ、開発と保護の両立を目指して苦勞してきた。

風力発電は、一見、問題が少ないように思われるが、風景を著しく毀損し、風車の建設により自然環境破壊をとめない、風車が貴重な鳥類に危害を与え、風車から発せられる低周音波が、自然公園周辺の住民や動植物に危害を及ぼすことが指摘され、全国的に風力発電に反対する運動も広がっている。

本稿の課題は、政府の風力発電開発政策、風力発電開発の実態、風力発電計画反対運動に触れつつ、主に国立公園内・周辺の風力発電開発計画とその計画に反対する自然保護団体や住民の運動について検討することである。

本稿は、近刊の拙著『現代日本の国立公園研究』において論じるために執筆していたのであるが、拙著のボリュームが膨らんだため、掲載できなかった。ただしどうしても拙著で国立公園内・周辺の風力発電開発計画について論じておきたかったので、磐梯朝日国立公園がらみの出羽三山風力発電計画と計画に反対する運動についてのみ掲載しておいた⁽¹⁾。

本稿は、国立公園論の立場から注目すべき国立公園内・周辺の風力発電開発計画とその計画に対する幾つかの典型的な反対運動について論じる。なおその反対運動には、成功した事例と失敗した事例、そして勝敗がつかず目下係争中の事例がみられる。

注

- (1) 拙著『現代日本の国立公園研究の研究—国立公園は自然保護の砦かレジャーランド・リゾート地かを問う』（2023年11月，時潮社），第4篇第3章「国立公園に関わる風力発電開発計画に対する反対運動—出羽三山における風力発電計画反対運動の成功事例—」。

第1節 わが国における風力発電施設の設置状況と今後の開発計画

(1) 政府の風力発電開発促進政策と開発規制緩和政策

政府は、1990年末期から地球温暖化対策の一環として、再生可能なエネルギー源の有力な一分野としての風力発電開発を促進する政策に取り組んできた。

政府は、2002年3月，地球温暖化対策推進本部による地球温暖化対策推進大綱において「風力発電の導入量を2010年までに300万キロワットに拡大すること」を提起し，電気事業法関連法令を改正して2003年4月に「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）を施行し，2003年10月1日に1988年の「新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」を改組し，独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）を設立し，風力発電開発政策を推進した⁽¹⁾。

他方，環境省も，政府の動きを受けて2003年8月に「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する検討会」を設置し，2004年2月に，同「検討会」は，「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」を答申し，これまで審査基準が不明確であった自然公園

法上の風力発電施設の「審査基準の考え方や手続き」のあり方を示した。

このポイントは、第1に、国立・国定公園内の風力発電施設については、従来の開発規制の保護規定を確認しつつも、なお普通地区、第二種・第三種特別地域については、一定の条件のもとで開発を促進すること、第2に、国立・国定公園内の風力発電施設の開発については、事前に計画を提出し、環境影響調査を実施し、施設設置後に環境モニタリングを受けることであった⁽²⁾。

環境省は、2007年3月30日、「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」を設置し、風力発電施設が自然環境を毀損しかねないこともあって、風力発電施設が自然環境保全をそこなわないようにすべく検討した⁽³⁾。

他方、風力発電業界は、風力が豊かで立地が望ましい自然公園内で風力発電開発が厳しく規制されているとして、2007年5月に、日本風力発電協会風力電気事業社懇話会が、「風力発電施設の自然公園内への設置要望」を政府に提出した⁽⁴⁾。

風力発電業界の規制緩和の要望を受けて、2010年6月に、政府は、「再生可能エネルギー」を促進するために、開発を阻害していた規制を緩和する「規制・制度改革に係る対処方針」を閣議決定し、風力発電開発政策を促進した⁽⁵⁾。

不幸にも2011年に東北大震災により福島原子力発電所の大事故が起き、原子力発電への警戒心が強まり、安全な再生可能エネルギーへの期待が一挙に高まり、政府は、風力発電の開発政策を促進した。

そうした政府と風力発電業界の規制緩和による風力発電の開発政策促進を受けて、生物多様性の確保などの面から自然公園の環境保全を進めなければならない環境省は、2011年に「風力発電施設の設置に関する自然公園法上の許可基準」として「技術的ガイドライン」を策定し、2012年の「環境影響評価法施行令」施行を踏まえて、2013年10月に「技術的ガイドライン」の改訂版を策定した。これで現行の環境影響評価手続きが確定された⁽⁶⁾。

2020年10月には、安部晋三首相に代わった菅義偉首相は、所信表明で、

CO₂削減政策を新政権の目玉の一つにすえて、地球温暖化を再生可能エネルギー促進政策によって阻止する政策を高々と打ち出した⁽⁷⁾。

菅政権の再生可能エネルギー促進政策に悪乗りした小泉進次郎環境相は、2020年10月30日に国立公園を守るべき環境相であるにも拘わらず『日本経済新聞』でのインタビュー記事で「国立公園で再生エネ発電促進，規制緩和の方針」（2020年10月28日）などについて述べ⁽⁸⁾、『女性自身』誌によって専門家として「軽率すぎる」と批判を受けた⁽⁹⁾。それは軽率ではなく、政府の意図を率直に述べたものであった。そうした政策を受けて国立公園内・周辺での風力発電計画が一挙に増加することになる。

菅内閣は、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン戦略」として内閣府特命担当大臣（規制改革）主宰の「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクホース」を設置し、「発電量に占める再生エネルギーのシェアを2020年の18%から2050年に50-60%」に拡大する目標を定め再生可能エネルギー促進を進めた⁽¹⁰⁾。

こうした政策から洋上風力発電の官民協議会は、後に論じるように、陸上の自然公園内周辺での風力発電計画反対運動が起きたため、陸上での設置計画を避けて洋上で計画する政策を強調し、洋上風力発電については、2030年までに1000万kw、2040年までに3000万kw～4000万kwを導入のビジョンを示した⁽¹¹⁾。

注

- (1) 国立公園課「風力発電施設設置のあり方に関する検討について」、『国立公園』No.623, 2004年5月, 4-5頁。
- (2) 「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する検討会」の答申「国立・国定公園内における風力発電施設のあり方に関する基本的考え方」（2004年2月）を参照。
- (3) 「風力発電施設と自然環境保全に関する研究会」の議事録を参照。環境省のHPによる。
- (4) 日本風力発電協会風力電気事業社懇話会「風力発電施設の自然公園内への設置要望」（2007年5月）参照。ウェブサイト掲載。
- (5) 環境省自然環境局「風力発電施設の申請及び届出の処理について」（2021

- 年)、環境省HP参照。
- (6) 2013年10月「技術的ガイドライン」の改訂版を参照。
 - (7) 2020年10月の首相官邸のHPを参照。
 - (8) 小泉環境相のインタビュー記事「国立公園で再生エネ発電促進, 規制緩和の方針」, 『日本経済新聞』(2020年10月28日),
 - (9) 小泉環境相「国立公園で再生エネ発電」に専門家「軽率すぎる」。『女性自身』(2020年10月30日), デジタル版。
 - (10) 「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクホース」の活動については, 内閣府のHPを参照。
 - (11) 上田悦紀「日本の風力発電の現状と招来像」(2021年5月27日, WWFエネルギーシナリオシンポジウム事例紹介資料), 7頁。ウェブサイト掲載。

(2) 風力発電施設の現状

表1は, わが国の風力発電量の推移を示したものである。発電量は1989年には0.1万kwにすぎなかったが, 2000年に14.4万kwに伸び, その後徐々に増加し, 2010年には247.5万kwに増加し, 更に2011年の東日本大震災により再生可能エネルギーへの期待が高まり, 発電量を漸次増加させ, 東日本大震災期の混乱がおさまる2016年には発電量335.8kwに増加し, 以後増加率を高め, 2019年には392.3kw, 2020年は443.9kw, 2021年は458.1kwにまで増加した。

風力発電量の伸び率は, 表1に示したように年々著しい。

都道府県別の風力発電量をみると2018年現在ではあるが, 地域的に大きな偏りがあることがわかる。表2に示したように, 風力発電量は, 地域ごとに大きな偏りがあることが読み取れる。

北海道と東北の秋田青森2県で風力発電量全体の32%にも達しており, 上位ベスト4県1道で風力発電量全体の45.3%にも達している。

こうした一定地域への風力発電の集中の理由は, 第1に風力の強い地域, 第2に過疎地域であることが予想される。第3に集中のメリットがあるかもしれない。

表1 日本における風力発電量の推移

	風力発電量, 万kw	増加率
1989	0.1	
2000	14.4	100.0
2001	31.3	217.3
2002	46.4	322.2
2003	68.1	472.9
2004	92.5	642.3
2005	108.5	753.4
2006	149.0	1034.7
2007	167.4	1162.5
2008	198.2	1376.3
2009	218.6	1518.0
2010	247.5	1718.7
2011	255.6	1775.0
2012	276.1	1917.3
2013	270.7	1879.8
2014	293.7	2039.5
2015	311.6	2163.8
2016	335.8	2328.4
2017	350.3	2432.6
2018	365.3	2536.8
2019	392.3	2724.3
2020	443.9	3082.6
2021	458.1	3181.2

注 NEDOの「日本における風力発電導入量の推移」から作成。

表2 都道府県別風力発電の設置状況(2017年の場合)

地域	出力万kw	%
北海道	35.8	10.2
青森	41.7	11.9
秋田	37.0	10.5
鹿児島	26.3	7.5
三重	18.0	5.1
ベスト5県小計	158.8	45.3
福島	18.3	5.2
静岡	15.8	4.5
島根	17.8	5.0
長崎	10.9	3.1
岩手	9.2	2.6
ベスト10県小計	230.8	65.9
全国合計	350.2	100.0

注 経産省風力発電一覧から作成。

逆に言えば大都会を抱えている関東圏，東京都，埼玉県，神奈川県（千葉県は洋上風力が問題になっているが），福岡県などは風力発電問題から離れている。

風力発電所数のデータは，必ずしも容易に見出せないが，笠井幸男氏の研究によれば，2019年度末の風力発電所数は，313カ所（総出力358.0万kw）と指摘されており⁽¹⁾，経産省資源エネルギー庁によれば，2021年現在の風力発電の事業所数は，362カ所（出力は386.1万kw）とされている⁽²⁾。

また経産省の風力発電所一覧によれば，2020年5月現在，風力発電事業計画段階環境配慮書についての意見書だけでも，237件が提出されている⁽³⁾。今や風力発電事業はまったくブーム状態にある。

近年の風力発電所計画数はすさまじく多く，特に陸上での設置に反対があって困難のため，政府の推進政策もあって洋上風力発電施設の巨大風力発電計画が目立つ⁽⁴⁾。環境アセスメント手続き中の232件の風力発電計画の内，洋上風力発電計画は，41件であった。ちなみに，秋田県沖だけでも4計画，北海道石狩湾だけでも，9件の洋上風力発電計画が提起されている⁽⁵⁾。しかし後にみるように，風力発電は，洋上であれば問題がない訳ではなく，洋上風力発電計画に対する住民の反対運動は相当見受けられ，決して一般的に安全安心の施設ではないことがわかる。

注

- (1) 笠井幸男「日本の風力発電設備の実態」、『日本風力発電学会誌』，Vol. 44. No.4，2020年，747頁。
- (2) 経産省資源エネルギー庁，2021年度の統計表一覧の風力発電所一覧電気事業者の発電所数をカウント。経産省のHPを参照。
- (3) 経産省の風力発電所一覧，2020年7月現在。経産省のHPを参照。
- (4) 政府の洋上風力発電促進政策は，「洋上風力発電の導入促進に向けた取組」（2021年9月31日），国土交通省のHPをみよ。
- (5) 日本風力発電協会「わが国風力発電の開発状況」。同協会のHP。

（3）風力発電のリスクと風力発電反対運動

①風力発電のリスク

風力発電は、1990年代から化石発電、原子力発電の代替の安全で再生可能なエネルギーとして期待され、世界的に設置されてきた。

しかし、風力発電の実態から浮かび上がってきた事実は、風力発電は、一見安全のように思われるが、必ずしも安全ではなく、多くのリスクを伴っていることであった。

これまで、風力発電のリスクとデメリットについてさまざま論じられているが、ここでは風力発電のリスクとデメリットのうちで、本論のテーマに則し、国立公園内・周辺に住む住民にとってのリスクとデメリットについて簡単に論じておきたい⁽¹⁾。

それは大別して次のようなものである。

第1に、風力発電施設の建設は、大きな自然環境、歴史文化遺跡の破壊を伴うというリスクがある。時には人里離れた山中の森林に風力発電所を施設するために広大な地域が造成され、そのための道路が建設され、貴重な自然環境が破壊される。時には洋上に大規模風力発電施設の建設が、漁場を破壊し漁業に被害を与える恐れを生んでいる。

第2に、風力発電の運営は、野生生物、特に希少種の大型野鳥へのリスクを生む恐れがある。希少種の大型野鳥のバードストライクによる被害が生じ、時には昆虫にさえ危害が及んで、自然の生態系を侵害しかねない。

第3に、風力発電は、風車から発せられる騒音や低周波音によって特に風力発電所周辺の住民に健康危害を与え、生活環境へ悪影響を及ぼす恐れを伴う。風車の大型化は、こうしたリスクを一層大きくする。

第4に、風力発電所の建設と運営は、風力が豊かな自然・風景に恵まれた国立公園周辺に計画される事例が多いため、国立公園周辺の環境と景観、あるいは国立公園を特徴づける歴史・文化遺産などを著しく阻害するというリスクを生む可能性が大きい。

こうした風力発電リスクは、リスクを受けている住民だけでなく、風力発電事業者、経産省、環境省などによっても一定程度認められている⁽²⁾。問題は、そのリスクの程度が、住民や自然保護団体によって許容できるものであるかどうかであり、しかしその判定が実は難しく、風力発電業者や行政当局と住民、自然保護団体の判定がかならずしも一致せず、住民、自然保護団体の判定を無視して、風力発電計画が行政当局によって許可され、実行されていることが多い。

ともあれ次に風力発電に地元住民あるいは地域住民に限らず各種の自然保護団体が反対している事実を簡単に確認しておきたい。

注

- (1) 風力発電のリスクとデメリットについては、すでに多くの研究があり、本論で詳しく触れる紙幅がないので省くことにする。ここでは二、三の文献を紹介するにとどめたい。

加藤やすこ『再生可能エネルギーの問題点』、2022年、緑風出版。畦地啓太・堀周太郎・錦澤繁雄・村山武彦「風力発電の計画段階における環境紛争の発生要因」, *Journal of Japan Society of Energy and Resources*, Vol. 35. No. 2, 2014年2月。加藤賢史・松川寿也・佐藤雄哉・中出文平・樋口秀「風力発電施設の立地に対する自然公園法の制度的課題に関する研究」, 日本都市計画学会『都市計画論文集』Vol. 50. No. 3, 2015年10月。

佐藤謙「風力発電事業に関する環境保全上の問題」, 『北海学園大学開発論集』第5号, 2015年。

- (2) 経産省、環境省、風力発電協会などの風力発電開発への評価を参照。

②風力発電計画に対する住民の反対運動

2000年頃から急速に建設されてくる風力発電所は、設置された地域で住民への健康、貴重な野鳥の生存、あるいは自然景観などに被害を及ぼすことが次第に判明してくる。そうした情報は、新たに風力発電事業が計画される地域の住民に、風力発電計画への疑問、警戒心を生み出し、風力発電計画反対運動が徐々に起されてきている。そして近年地元住民の風力発電

計画反対運動が全国各地で展開されている。

目下そうした風力発電計画に対する地元住民や自然保護団体の反対運動について、総括的な研究はないようなので、ここで簡単に全体像を素描しておきたい。

風力発電計画反対運動は、歴史的にみると、2000年までには管見するかぎりほとんど見られなかったが、2010年代に入ると各地で散見されるようになった。

表3 新聞に報じられた風力発電計画反対運動（2010年－2021年）

出典	発電計画名	争点
2010・5・12毎	愛媛県伊方風力発電	市民の苦情で風車騒音調査
2010・6・15朝	松坂蓮ウインドファーム	三重県多気郡大台町長が「反対」
2012・9・12毎	和歌山県瀬山風力発電計画	日高町議会で町長「住民の同意は困難」明言
2014・4・10朝	愛知県田原臨海風力発電所	田原市民「風車騒音訴訟」
2014・6・4朝	愛知県設楽町風力発電計画	住民が町に「反対署名」を提出
2016・6・10朝	安岡沖洋上風力発電計画	山口県安岡の漁業者「工事差し止め訴訟」
2017・6・23朝	山形県酒田風力発電計画	酒田市環境・景観審「反対・慎重が大半」 10月から稼働
2018・3・11毎	和歌山紀美野風力発電計画	区長会が反対署名
2018・5・2毎	徳島県剣山系風力発電	知事が見直しを求める意見書
2018・5・30毎	三重県布引山地風力発電	亀山市の市民反対署名を県に提出
2018・6・14毎	愛知県美浜町風力発電所	町議会は住民の発電所立地変更申請を採択
2018・11・10毎	秋田県由利本荘風力発電	計画に自然保護団体が反発
2019・3・5毎	長崎県西海市風力発電	住民反対グループ結成
2021・8・11長	安岡沖洋上風力発電計画	前田建設は安岡沖洋上風力発電計画を凍結

注 『朝日新聞』は朝、『毎日新聞』は毎、『長周新聞』は長と略す。なお掲載された反対運動は1事業、1件に限定してある。

2010年から2021年までに主に『朝日新聞』と『毎日新聞』で報じられた風力発電計画反対運動は、表3に示したように13件であった。実際にはマスコミに取り上げられなかった事例は、少なからずあったかと思われる。

2010年5月12日の『毎日新聞』は、愛媛県の伊方の風力発電による騒音の苦情を受けて県が「風車の騒音調査」を開始したと報じている。

2010年6月15日の『朝日新聞』は、三重県多気郡の松坂蓮ウインドファ

ーム事業に大台町長が「反対」していると報じている。現在も係争中のようである⁽¹⁾。

2012年9月12日の『毎日新聞』は、和歌山県日高郡の瀬山風力発電計画について日高町の定例町議会で中町長が「住民の同意は困難」と述べたと報じた。なお瀬山での風力発電計画は、2013年12月13日の『朝日新聞』によれば、住民の同意が得られず「計画中止」と報じられた⁽²⁾。

2014年4月10日の『朝日新聞』は、愛知県田原市の臨海風力発電所に関し、田原市民による「風車騒音訴訟」が起こされたと報じている。その後の結果は確認できなかった。

2014年6月4日の『朝日新聞』は、同じく愛知県設楽町の風力発電計画に住民が町に「反対署名」を提出したと報じている。この計画の動向は不明だが、2022年に「(仮称) 新城・設楽風力発電事業」の環境評価が始まっている⁽³⁾。

2016年6月10日の『朝日新聞』は、山口県下関沖の安岡沖洋上風力発電計画に対する住民の反対運動が行なわれ、漁業者が「工事差し止め訴訟」を行なったと報じた。『朝日新聞』と『毎日新聞』は、地元住民による「安岡沖風力発電建設に反対する会」(山口県)を中心にした強力な反対運動について度々報じた。2021年に事業者前田建設は、「計画は凍結」を表明し、事実上計画を撤回したと報じられている⁽⁴⁾。

2017年6月23日の『朝日新聞』は、2013年から問題になっていた山形県酒田風力発電計画に酒田市の環境・景観審は、「反対・慎重が大半」と報じたが、同事業は同年10月から稼働した⁽⁵⁾。

2018年3月11日の『毎日新聞』は、和歌山県の紀美野風力発電計画に対し、区長会が反対署名を行なったと報じた。2018年5月29日の『毎日新聞』は、徳島県、剣山系の風力発電計画に知事が見直しを求める「意見書」を提出したと報じた。

2018年5月30日の『毎日新聞』によれば、三重県の布引山地の風力発電計画に、亀山市の市民が反対署名を県に提出した。

2018年6月14日の『毎日新聞』によれば、愛知県、美浜町議会は、風力発電所の立地変更の住民による請願を採択した。「美浜町の風力・太陽光発電を考える会」は、今も反対活動を続けている。

2018年11月10日の『毎日新聞』は、秋田県の由利高原ウインドファーム計画に、自然保護団体が反発と報じた。

2018年12月6日の『朝日新聞』は、秋田県の由利本荘市の洋上風力発電計画に住民が「中止」を求めたと報じた。

以上は2010年から2018年までの2紙の新聞が報じた風力発電事業に対する反対運動の存在を紹介したが、反対運動の詳細は紙幅の都合で省略した。しかし風力発電事業に対する反対運動の結果については、筆者の力量不足のため明らかにできなかった。

2019年から現在に至り、風力発電事業に対する反対運動は、各地でいっそう激しく展開されている。

表4は、これまで各地の風力発電に反対する組織を私の目にとまったものを列挙したものである。実際にはもっと多くの組織が存在すると思われる。

表4 各地の風力発電事業に反対する組織

設立・存在の年次	風力発電計画反対組織
北海道	
1979設	北海道自然保護協会
2003設	NPO法人「サロベツ・エコ・ネットワーク」
2012・6設	「石狩湾岸の風力発電を考える会」
2018・6設	「風力発電の真実を知る会」
2020・5	「小樽・余市の巨大ウインドファームの計画について考える会」 「小樽余市の巨大風力発電から自然と生活を守る会」 「風力発電を考える当別町民の会（石狩）」
2019	「石狩湾岸の風力発電建設反対道民連絡会」 「道北地方の風力発電を考える会」 「道北地方の自然と再生エネルギーを考える会」
東北	
青森	「惣辺奥瀬風力発電事業の見直しと再検討を求める全国署名の会」

<p>秋田</p> <p>2020・8設</p> <p>2020</p> <p>2019</p> <p>2019</p>	<p>「東北の山の今と未来を考える会」</p> <p>「由利本荘・にかほ市の風力発電を考える会」(秋田県)</p> <p>「AKITAあきた風力発電に反対する県民の会」</p> <p>「風力発電・市民勉強会」(秋田県)</p> <p>「風車はもういらない ネットワーク@秋田」</p> <p>「能代山本洋上風力発電を考える会」(秋田県)</p> <p>「出羽三山の風車建設に反対する会」(山形県)</p> <p>「遊佐沖洋上風力発電を考える会」(山形県)</p> <p>「風力発電を考える色麻の会」(宮城県)</p> <p>「耕野の自然と未来を考える会」(宮城県丸森町)</p> <p>「太白カントリークラブメガソーラー建設に反対する会」(宮城県仙台市)</p> <p>「鳴子温泉郷の暮らしとこれからのを考える会」(宮城県大崎)</p> <p>「加美町の未来を守る会」(宮城県加美町)</p> <p>「風力発電を考える色麻の会」(宮城県色麻町)</p> <p>「ノーウインドファームネット・福島」(福島県)</p> <p>「檜山高原風力発電を考える会」(福島県)</p>
<p>北陸</p> <p>関東甲信越</p>	<p>「能登の風力発電を考える会」(石川県)</p> <p>「熱川風車被害の会」(静岡県)</p> <p>「風車問題を考える住民の会」(静岡県)</p> <p>「三筋山風車を考える河津町民の会」(静岡県)</p> <p>「風車から健康と環境を守る住民の会」(静岡県)</p> <p>「伊豆熱川風力発電連絡協議会」(静岡県)</p>
<p>中部近畿</p> <p>2012年</p> <p>2020年7月</p>	<p>「風力発電を考える会」(愛知県)</p> <p>「M&D風力発電被害の会」(愛知県)</p> <p>「風力発電の被害を考える会わかやま」(和歌山県)</p> <p>「阿波のくらしをまもる会」(三重県)</p>
<p>中国四国</p> <p>2019年</p>	<p>「四万十ふるさとの自然を守る会」(高知県)</p> <p>「えひめ風車NET」(愛媛県)</p> <p>「四国風車ネットワーク」</p> <p>「安岡沖風力発電建設に反対する会」(山口県)</p> <p>「錦と古賀の風力発電を考える会」(山口県)</p> <p>「阿武風力発電建設を考える会」(山口県)</p>
<p>九州</p> <p>2020年8月</p>	<p>「ちょっと待った！水俣風力発電」(熊本県)</p> <p>「三盛山の風力発電に反対する会」(長崎県)</p> <p>「水俣・風力発電を考える会」(熊本県)</p> <p>「風力発電を考える会おおいた」(大分県)</p> <p>「三嶺の自然を守る会」</p>

注 各種データから作成。

風力発電に反対する組織が設立されたということは、風力発電に反対する運動が行なわれた、あるいは行なわれているということである。

風力発電に反対する組織が多数存在する事実は、風力発電が再生可能なエネルギーとして期待していた私には驚きであった。そうであればこそ、風力発電がわが国の住民に大きなダメージを与えたり自然環境を毀損したりしている現実、再生可能なエネルギーのためだからとの理由で、決して無視できない重大な社会問題である。

ここでは、わが国で如何に多くの風力発電に対して反対運動が行なわれているかの一端を示してきた。なお現下の筆者は、それらの運動を詳細に分析しまとめる能力を欠いており、詳細な分析を割愛せざるをえなかった。若い研究者の今後の研究を期待したい。

なお風力発電計画反対運動は、全国各地で展開されたが、そのほとんどが虚しく成功せず、計画は実行され、今なお住民に多大な危害を加えている。再生可能エネルギー発電という美名のもとに、国民が健康を侵害され、貴重な野鳥が殺され、貴重な自然景観が損なわれることは、決して許されることではない。

なおわが国の代表的な自然保護団体の日本自然保護協会は、当初沈黙していたが、風力発電に対する反対運動が頻発し、さすがに沈黙しているわけにもいかず、2020年11月6日、「国立公園における再生可能エネルギー発電事業について」を発表し、風力発電が、住民の健康を害し、野鳥などに危害を加え、自然風景など自然環境を侵害する可能性にふれ、注意を喚起し、業者にそうしたリスクをさけるよう声明した⁽⁶⁾。

続いて日本自然保護協会と日本野鳥の会は、2020年12月15日、「風力発電に関する環境影響評価の拙速な手続き緩和に懸念」を示す「意見書」を政府に提出した⁽⁷⁾。

更に2021年4月1日、日本自然保護協会は「環境評価法による風力発電事業の規模要件と環境評価のあり方の検討に関する声明」を発し、風力発電事業に一定の圧力をかけるまでになった⁽⁸⁾。これまで日本野鳥の会の多

くの地域支部は、地元の風力発電計画に反対してきた。2021年4月1日、環境省の「再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境評価のあり方関する検討会報告」について検討し、日本野鳥の会は、全国組織として風力発電事業に一定の圧力をかけた⁽⁹⁾。

2022年3月6日に日本野鳥の会は、「十和田湖・奥入瀬を守ろう」とのキャンペーンを行なっている⁽¹⁰⁾。

特に注目されるのは、各地で展開されている風力発電計画に反対する組織をまとめ、情報交換し相互に支援し合う全国組織が設立されたことである。

2022年5月15日に設立された「風力発電を地域から考える全国協議会」は、反対運動の情報交換、相互支援活動を行なって、風力発電計画反対運動を地域の孤立した運動に留めることなく、かつてのゴルフ場反対全国組織のように全国的な運動とするように努めている⁽¹¹⁾。

多くの風力発電計画反対運動は、敗北して計画を阻止できなかったが、幾つか風力発電計画反対運動は、例外的にだが、成功を取め計画を中止させたケースもあった。表5は、数少ない成功例を表示している。

表5 風力発電計画を中止させた反対運動の成功事例

中止年次と資料	中止された計画	主な反対組織
2013・12・13朝	和歌山県日高町風力発電計画	「守る会」 「椿風力発電の健康被害を考える会」 「出羽三山の風力建設に発反対する会」 「安岡沖上風力発電建設反対の会」
2014・3・28長	福井県美浜町風力発電計画	
2014・7・17	根室市風力発電計画	
2014・12・26	和歌山県白浜町椿風力発電計画	
2020・8・30	出羽三山風力発電	
2021・8・11長	安岡沖風力発電	

注 朝は『朝日新聞』、長は『長周新聞』の略である。

和歌山県内には、2014年現在58基の風力発電がすでに稼働していたが、2013年4月に日高郡日高町で、ジャネックスにより9基の風力発電建設計画が提起され、すでに日高郡で稼働する風力発電の被害が周知されていた

ので、2013年12月の日高町議会では、「4町内四つの風力発電については住民の同意が得られないので、すべて廃止・中止する」と町長が決定することになり、事業者も「撤退」することになった⁽¹²⁾。

2014年3月28日の『長周新聞』に、詳細は明らかではないが、福井県三方郡美浜町でクリーンエナジーファクトリーにより風力発電建設計画が立てられたが、反対「運動が広がるなかで最終的に…計画は頓挫した」と報じられている⁽¹³⁾。

2014年7月17日、『長周新聞』は、北海道根室市の電源開発の風力発電計画が、「根室の自然環境とエネルギー問題を考える会」の反対によって中止されたと報じている⁽¹⁴⁾。

2014年12月26日、関西電力による和歌山県白浜町椿「風力発電計画」が「椿風力発電の健康被害を考える会」によって「中止」されたと報じられている⁽¹⁵⁾。2020年代に入ってから2020年8月に前田建設が提起した出羽三山風力発電計画は、地元の激しい反対と山形県の知事、鶴岡市長、庄内町長ら首長の反対にあって、簡単に中止された。この反対運動については、拙著『現代日本の国立公園制度研究』で論じた⁽¹⁶⁾。

2022年7月30日の『朝日新聞』は、関西電力が「宮城県境の蔵王連峰と北海道伊達市・千歳市で計画されていた風力発電計画について、中止すると発表した。」と報じた。また蔵王山麓の「川崎ウインドファーム事業計画」は国定公園隣接地にあり、「伊達・千歳ウインドファーム事業計画」は支笏洞爺国立公園内に計画の一部があったこともあり、激しい反対運動があった。2022年5月30日に計画が発表されるや、6月3日に「計画の中止を求める会」が設立され、蔵王の観光協会、山形市長や宮城県川崎町長の反対意見がだされ、村井嘉浩宮城県知事も計画反対を表明して、結局関西電力は、北海道の場合は蔵王と同様「計画から公園を除いたところ採算が合わなくなったという」報じられている⁽¹⁷⁾。

以上のように風力発電事業に対する反対運動が全国的に展開されているのをみて、日本自然保護協会は、2023年4月6日に「大型陸上風力発電計

画の自然環境影響レポート」発表し、大型陸上風力計画の現状について調査し問題点を指摘し「今後の課題と提言」を示した⁽¹⁸⁾。

それについてここで詳しく紹介することは出来ないが、日本自然保護協会の大型陸上風力発電計画に対する批判的な姿勢を評価するが、個々の大型風力計画にとって直接大きな影響を与えるわけでないとは指摘しておきたい。

国立公園研究者としての私の関心は、国立公園内・周辺での風力発電所の開発とその開発に対して地域住民、自然保護団体が如何に闘ったかである。

2015年ころまでには、国立公園内は、富士箱根伊豆国立公園内の八丈島（1基、500kw、1991年許可）と阿蘇くじゅう国立公園内の阿蘇おぐにウインドファーム（5基、8500kw、2005年許可）の2カ所ぐらいにすぎなかった。国立公園周辺の風力発電所の設置数と言うことになれば、その数は少し増えていくだろう⁽¹⁹⁾。

2007年に風力発電業界が自然公園内の風力発電設置の要望を政府に申し入れ、政府もその気になってから2015年以降、国立公園内・周辺の風力発電計画は急増した。

ここでは代表的な国立公園がらみの風力発電計画と計画に反対する自然保護運動の事例として、磐梯朝日国立公園周辺の「出羽三山風力発電事業」計画と反対運動、十和田八幡平国立公園周辺の「(仮称)みちのく風力発電事業」計画と反対運動—成功事例の2事例、利尻礼文サロベツ国立公園周辺の浜里ウインドファーム計画と反対運動の不成功事例、十和田八幡平国立公園周辺の「(仮称)惣辺奥瀬風力事業」計画と反対運動の係争中の事例について詳しく検討し、問題点を明らかにしたい。

注

(1) 『伊予新聞』(2021年12月15日) 参照。

(2) ちなみに日高町のHPには日高町の瀬山風力発電計画の中止についての情報は無い。

- (3) ウェブサイトのプレスリリース「愛知県新城市および設楽町における陸上風力発電事業の環境評価を開始」の記事を参照。この計画の経緯は未確認。
- (4) 『長周新聞』2021年8月11日参照。先に利用した2大新聞は安岡沖風力発電計画反対運動について度々報じてきたが、計画の「中止」については不思議なことに何も報じていない。
- (5) NEDOの風力発電一覧を参照。
- (6) 日本自然保護協会「国立公園における再生可能エネルギー発電事業について」（2020年11月6日）。日本自然保護協会のHPに掲載。
- (7) 「風力発電に関する環境影響評価の拙速な手続き緩和に懸念」を示す「意見書」（2020年12月15日）は、前掲11月6日の「国立公園における再生可能エネルギー発電事業について」と同じものである。
- (8) 日本自然保護協会「環境評価法による風力発電事業の規模要件と環境評価のあり方の検討に関する声明」（2021年4月1日）。日本自然保護協会のHPに掲載。
- (9) 日本野鳥の会による環境省『再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境評価のあり方に関する検討会報告』に対する見解（2021年4月1日）。日本野鳥の会のHPを参照。
- (10) 2022年3月6日に日本野鳥の会は、「十和田湖・奥入瀬を守ろう」キャンペーンを行なっている。日本野鳥の会のHPを参照。
- (11) 「風力発電を地域から考える全国協議会」のHPを参照。
- (12) 『長周新聞』2014年3月28日と『朝日新聞』2013年12月13日の関連記事参照。
- (13) 『長周新聞』2014年3月28日。
- (14) 「安岡沖風力発電計画反対する会」の資料、「根室の自然環境とエネルギー問題を考える会」を参照。
- (15) 「安岡沖風力発電計画に反対する会」の資料、『紀伊民報』2014年12月27日の記事。
- (16) 拙著『現代日本の国立公園制度の研究』（2023年11月、時潮社）の第4部第3章「国立公園に関わる風力発電計画に対する反対運動―出羽三山における風力発電計画反対運動の成功事例―」を参照。
- (17) 「風力発電撤回蔵王と北海道環境懸念」、『朝日新聞』2022年7月30日（朝刊）。その他、『日本経済新聞』2022年7月29日（電子版）、『河北新報』2022年7月30日（電子版）の関連記事を参照。
- (18) 日本自然保護協会「大型陸上風力発電計画の自然環境影響レポート」（2023

年4月6日)参照。

- (19) 加藤啓央他「風力発電施設の立地に対する自然保護法の制度的課題に関する研究」、『都市計画論文集』(2015年)、50-3、961-2頁。

第2節 国立公園付近の風力発電計画と反対運動

(1) 磐梯朝日国立公園周辺の出羽三山風力発電計画と反対運動— 成功事例1

前田建設の出羽三山風力発電開発計画は、地元の住民、行政の反対によって1年足らずで撤回された。この出羽三山における風力発電計画と計画に反対する自然保護運動—成功事例については、本稿の「はしがき」で指摘したように、すでに昨年末に出版した拙著『現代日本の国立公園制度の研究』において公表してある。しかし出羽三山における風力発電計画と計画に反対する自然保護運動は、一連の国立公園がらみの風力発電計画に対する住民の反対運動にとって、大きな意味を持っているので、本稿で前掲稿を若干修正して採録しておきたい。

2020年8月7日に前田建設は、磐梯朝日国立公園内・周辺に関わる「山形県鶴岡市風力発電事業に係わる計画段階環境配慮書」(以下環境配慮書と略)、通称出羽三山風力発電開発計画を公表し、期限付きで「縦覧」に付した⁽¹⁾。

この計画の要点は、磐梯朝日国立公園に隣接する山形県の庄内町と鶴岡市に属していた羽黒山(414m)の北方区域と鶴岡市に属する月山(1984m)の北西部に位置する山間部に、120メートルの塔に、60メートルの3枚翼のロータで、最高180メートルの風力発電機を最大40基、最大出力、12.8万kwを2024年7月に工事を開始し、2027年に運転開始するという風力発電計画であった⁽²⁾。

月山周辺は、磐梯朝日国立公園の特別保護地区や第1種、第2種特別地域

に指定されており、羽黒山の山頂は特別保護地区に指定されている自然保護上重要な地域であった⁽³⁾。

出羽三山は、古くから日本人の「宗教の山」であり、民衆に親しまれた宗教登山の「神域」であり、修験者修行の「霊場」であり、多くの歴史的・文化的遺産を抱えた自然豊かな地域で、「人と自然とのふれ合いの活動の場」であった。

月山山麓は、標高400m～930mの豪雪地帯、原生的なブナ林の植生からブナ林の2次林が広がる地帯であり、そのブナ林は生物多様性の保全はもちろん水源涵養機能が高く、治山治水、土砂流失保全に大きな役目を果たしている。羽黒山山麓も標高200m前後で杉などの植林地が多く、猛禽類の営巣地が多くある地域であった⁽⁴⁾。

このような地域に近接して出羽三山風力発電開発計画が2020年8月7日に公表されると、この計画を「縦覧」した東北芸術工科大学の三浦秀一教授は、2020年8月16日にFacebookで「鶴岡市の羽黒山と黒森山の近くに東京の前田建設工業が最大40基の風力発電を計画。アセスが始まっています。地元の人には知っているのでしょうか」との情報を流し、地元市民に注意を喚起した⁽⁵⁾。

三浦秀一教授の発信を読んだ触発された野堀嘉裕山形大学名誉教授は、2020年9月7日に「環境配慮書」への「意見」を提出し、計画の曖昧さ、杜撰さ、ローローターの危険性を指摘し、設置により出羽三山の単に風景が著しく毀損されるだけでなく、「人と自然の触れあい活動の場」を毀損し、出羽三山の「歴史的・文化的価値」を冒涇すると批判し、発電施設の不要を訴えた⁽⁶⁾。

こうして出羽三山風力発電計画反対運動が開始された。

「出羽三山の風車建設に反対する会」は、2020年8月31日に設立され、署名運動を展開した⁽⁷⁾。

出羽三山の風車建設に反対の署名運動は、鶴岡市の資料によると、「反対する会」が設立された8月31日以前、計画評価書の縦覧開始後の8月18日

にWebサイトで行なわれていた⁽⁸⁾。

しかも注目すべきは、「出羽三山の風車建設に反対する会」設立以前の8月21日に、皆川治鶴岡市長は、定例記者会見で早々と風力発電計画に「重大な懸念」ありと表明していた。更に吉村美枝子山形県知事も8月25日の記者会見で風力発電計画に対して「ありえない」と表明していた。8月26日には、庄内町長も「理解できない」と計画に否定的な姿勢を表明した⁽⁹⁾。

こうして住民の反対運動が表立たない時期に早々と行政が計画に対し反対の姿勢を示していた。こうした事例は珍しい。

他方、三浦秀一教授のFacebookの警告を知った日本山岳会山形支部長であった野堀嘉裕山形大学名誉教授らは、出羽三山での風力発電計画に危機感を抱き、周囲に呼びかけ、「出羽三山の風車建設に反対する会」（以後「反対する会」と略す）の組織化を行なった。

8月31日に、星野文紘（羽黒山伏）、粕屋典史（羽黒宿坊組合長）、星野博（羽黒町観光協会長）、佐久間憲生（出羽三山の自然を守る会）、菊池俊一（山形大学准教授）を「呼びかけ人代表」として、東北や北海道のように「風力発電を考える会」ではなく、「出羽三山の風車建設に反対する会」を堂々と名乗って設立し、事務局を鶴岡市羽黒町観光協会において、ストレートに反対運動を展開した⁽¹⁰⁾。

「呼びかけ人」は、先の共同代表の外、芳賀竹志（月山山頂小屋）、石井清則（羽黒山伏・鶴岡市議会議員）、土岐彰（出羽三山精進料理プロジェクト代表）、野堀嘉裕（山形大学名誉教授）、三浦秀一（東北芸術工科大学教授）、石原純一、佐々木俊司、板垣一紀、鈴木由利、竹村純二、三浦友加（料理家・郷土研究家）、加藤文晴（羽黒山伏）、菅原典子（羽黒神子）、など広範な地域住民であった⁽¹¹⁾。

「反対する会」は、会員数は不明だが、多様な地元住民が参加していた。かつて月山スカイラインと呼ばれる観光道路の建設計画反対運動の中で1970年に設立され森林保護林活動をおこなっていた「出羽三山の自然を守る会」のような経験豊かな自然保護組織が、「反対する会」に参加している

ことも注目される⁽¹²⁾。

「反対する会」は、設立総会の後に、鶴岡市内手向の「いでは文化記念館」で「会」の共同代表の山伏星野文紘らは記者会見し、「『1400年の出羽三山の歴史と自然、景観を分断するものだ』と計画の中止と撤回を求め、署名活動を始めた事を明らかにした。」⁽¹³⁾

同日の8月31日に吉村美枝子県知事は、記者会見で「出羽三山は日本遺産にもなった日本の宝の山。しっかり守る」と計画に反対を表明し、皆川治鶴岡市長も、「重大な懸念をもっている」と語り、反対の意向を表明し、庄内地域にある酒田商工会議所の弦巻伸会頭も「経済活動の一環といっても神聖な場所」⁽¹⁴⁾であると語った。

9月3日の鶴岡市議会では、一般質問に、市長は「この段階で事業者から事業の取り下げを望む」と答弁した⁽¹⁵⁾。

かように、前田建設の出羽三山での風力発電計画は、公表早々に、住民の反対にあっただけでなく、山形県知事、鶴岡市長、庄内町長、など地元行政当局からも明確な反対意見が表明されたのである。

ちなみに吉村美栄子知事は、地元出身で、教育関係の仕事に係わり、2009年の山形県知事選に無所属で立候補し、民主党、社民党、共産党、県内の労働組合、斎藤弘県政に不満な自民党岸宏一参議院議員などの支援をえて、自民党、公明党の国政与党の支持をえていた現職の斎藤弘候補を接戦で破って当選した。2013年の知事選では無投票当選し、2017年の知事選でも、「県民党」を掲げて再選され、2021年にも知事選で、自民・公明の推薦候補をしりぞけ得票数の70%をえて圧勝していた⁽¹⁶⁾。

皆川治鶴岡市長も、鶴岡市出身の農水の官僚であったが、2017年の市長選挙で、無所属で立候補し、自民党系の元衆議院議員、元酒田市長の安部寿一や民主党の舟山康江参議院議員の支援をえて自民・公明、酒田市長、新庄市長の支援を受けた現職の体制派を破って当選している⁽¹⁷⁾。

自民党系の知事や市長であったとしたら容易に計画に反対しなかったように思われる計画に、政府の方針に容易に追従しない県知事、鶴岡市長ら

は、反対したのである。

「反対する会」は、積極的に反対運動を展開した。

2020年9月7日に、反対運動の火付け役、野堀氏は、個人名で前田建設への「『山形県鶴岡市風力発電事業に係わる計画段階環境配慮書』に対する意見書」を提出し、計画に対し批判し、世論に訴えた⁽¹⁸⁾。

日本山岳会山形支部は計画反対を表明し、日本山岳修験学会は、前田建設に計画反対の「意見書」を提出した⁽¹⁹⁾。

「反対する会」は、計画反対の署名活動を展開した。この署名活動は、他の反対運動でよく見かけられるように、街頭に出て行うのではなく、おもにインターネットを通じて、「反対する会」の事務局だけでなく、それぞれ会員が、あるいは計画に反対する人が、ネットを通じて反対を呼びかけ署名を集めた。

「反対する会」の代表の一人である出羽三山の山伏の星野文紘氏は、全国にいる山伏仲間、1000人に反対署名を呼びかけ、たくさんの署名を集めたと報じられている。地元の旅館・多聞館は公式ホームページで「この計画が実現してしまえば、出羽三山の景観が致命的に損なわれるにとどまらず、出羽三山地域の森林は大量に伐採され、地盤は大規模に掘り崩され、羽黒山山道や門前町手向の宿坊をはじめとして周辺地域は風車の騒音や超低周波に包まれることになるでしょう。土砂災害の多発や住民・来山者の健康被害も懸念されます」と訴えたと報じられた⁽²⁰⁾。

反対署名は、9月18日まで2週間で1万3426筆分がえられたと報告されている。また10月12日現在の反対署名は、14157筆で、地域別の内訳は、鶴岡市内6710筆（47.3%）、山形県内3022筆（21.3%）、県外4425筆（31.2%）、合計14157筆（100.0）だったと報告されている⁽²¹⁾。

こうして、鶴岡市長や山形県知事、庄内町長の外、「自民党の衆議院議員も反対の声をあげた」と言われている⁽²²⁾。

2020年9月9日、前田建設は、公表して1ヶ月たらずで「山形県鶴岡市風力発電事業計画」の取り下げをHPで公表した。「同社は、白紙撤回の理

由を『頂いたご意見を踏まえ、総合的に判断した結果』⁽²⁴⁾と説明した。あっけなく出羽三山の風力発電計画は白紙撤回された。

2020年10月14日、「出羽三山の風車建設に反対する会」は、皆川治鶴岡市長を訪れ、市長の反対運動への貢献に「謝意」を述べ、14157人の反対署名（CDROM）と「要望書」を提出し、「現在の制度では地元の自治体が環境影響評価などに対する意見を述べるのみで計画を規制する手段がなく、事業者の意向に委ねるしかないのが現状であり」、「今後とも出羽三山地域の自然と景観、文化を損ねるような風力発電等の計画が提出されないように下記の通り要望」と述べた⁽²⁴⁾。

提出した「要望書」の要点は、以下のとおり。

- 1, 前田建設が計画を提出した「経緯を説明して欲しい」,
- 2, 「鶴岡市における風力発電設置等に係わるガイドライン」を直ちに見直し、地元自治体として構想段階から関与し規制できる仕組みを早急につくってほしい。また国、県に対して同様の仕組みづくりを働きかけてほしい、
- 3, 「今後、鶴岡市が同様の構想を知った段階で早急に市民へ情報を公開してほしい。」

こうした要望に対し、「反対する会」は、鶴岡市から「丁寧かつ良心的な回答」をえたと報告している⁽²⁵⁾。

2020年10月28日、「出羽三山の風車建設に反対する会」は、同様の要望書を山形県知事へも提出した⁽²⁶⁾。

その要望書は、1「山形県として規制に関与できる仕組みを早急につくってほしい、」、2「地元自治体が風力発電等の計画の構想段階から関与し、規制できる仕組みを国に働きかけてほしい」との内容であった。

この要望について、県知事の代理として要望書を受け取った杉澤栄一環境エネルギー部長は、1について、「風力発電可能調査の実現なり内容を見直し出羽三山を候補地から外し、同様に県内でもふさわしくない所を外した。」、規制に関与できる仕組みについても見直しを進めたい旨の発言を行

なった。

2については、「風力発電と太陽光発電は住民との合意ができていない事例が全国的に発生していることから、全国知事会の中にある吉村知事が参加しているプロジェクトチームが知事会長とチーム長連名で9月に小泉環境大臣に提言をさせていただいている。全国知事会と歩調を合わせ共通認識をもって今後とも働きかけていきたい。」との回答であった。

こうして「反対する会」は、「所期の目的を達成したと判断し、共同代表の意向により会を解散することにいたします。」と指摘し、11月3日をもって解散した⁽²⁷⁾。

2020年12月15日に鶴岡市景観審議会が開催されて、「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係わるガイドラインの改正」が提起され、承認された⁽²⁸⁾。

「改正」個所は、ガイドラインの「3対象」の項で、(1)対象施設、(2)対象地域に加え、(3)制限対象区域をもうけて項目を次の文言を書き加えた。

「前項にさだめる対象地域内、日本遺産認定の文化・伝統を語るストーリーを構成する『出羽三山』や『松ヶ丘開墾場』、『加茂港周辺』に関する区域、国指定名勝『金峯山』に関する区域など、本市の豊かな自然環境や歴史的・文化的資源から構成される良好な景観形成に対し、甚大な影響を与える恐れのある地区については、風力発電施設の設置を制限する。」

このほか、事業者に厳しい「事前説明」をもとめる文言が加筆された。

このように、出羽三山の風力発電計画反対運動は、ガイドラインの定め地域においてあえて「風力発電施設の設置を制限する」との規定を定めたことは、規制緩和の風潮の中で、自然公園法で「特別保護地」での開発を禁じたと同じ意義がある。

出羽三山の風力発電建設反対運動は、極めて教訓に富んでいる。

この運動は、国立公園の自然を守るという視点をやや欠いているとはいえ、あるいは、生物多様性の保全などのスローガンが必ずしも前面に打ち

出されていないが、全国からの支援を受けつつも、出羽三山の宗教登山の伝統を守る、出羽三山観光の維持、出羽三山の自然保護、特に出羽三山の森林、風景の保護という、すこぶる地元出羽三山に対する郷土愛に基づく地域住民の運動であったと特徴付けられる。

しかも地元の行政機関の積極的な計画反対という有利な状況のもとで、問題が起きてから1ヶ月という短期間に成功を収めたことが特徴的であった。

注

- (1) 前田建設『『(仮称)山形県鶴岡市風力発電事業計画段階環境配慮書』の縦覧について』。なお「縦覧」は1ヶ月間に限られ現下ではWebでは削除されていて閲覧が不可能である。前田建設のHP参照。
- (2) 「霊場・出羽三山に大型風力発電計画」(2020年9月1日の『日本経済新聞』電子版)。
- (3) 環境省自然保護局監修『日本の自然公園』, 1989年, 講談社, 314頁。
- (4) 出羽三山の特徴については、佐久間憲生「多くの市民連携で風車建設『白紙撤回』」(『日本自然保護協会のHPに掲載』、『ウィキペディア』の「出羽三山」の記事, 前掲『日本の自然公園』, 54頁, 野堀嘉裕「環境影響評価法に基づく『(仮称)山形県鶴岡市風力発電事業計画段階環境配慮書』に対する意見」(2020年9月7日)5頁(「出羽三山の風車建設計画に反対する会」HPに掲載), などを参照。
- (5) 野堀嘉裕「出羽三山風力発電について」(2020年9月9日頃)(「出羽三山の風車建設計画に反対する会」のHPに掲載)
- (6) 前掲野堀嘉裕「環境影響評価法に基づく『(仮称)山形県鶴岡市風力発電事業計画段階環境配慮書』に対する意見」(以後『環境配慮書』に対する意見)と略す)
- (7) 「出羽三山の風車建設計画に反対する会」(以後「反対する会」と略すこともある)事務局の「署名集約の中間報告」(2020年9月23日), 同会HPによる。
- (8) 『『(仮称)山形県鶴岡市風力発電事業』に係わるこれまでの経過』, 「令和2年度第1回鶴岡市景観審議会配付資料一覧」, 鶴岡市のHPに掲載。
- (9) 前掲『『(仮称)山形県鶴岡市風力発電事業』に係わるこれまでの経過』を参照。

- (10) 「反対する会」事務局の「報告：署名も集約，鶴岡市長への報告・要望」（2020年10月25日）の中の同会の鶴岡市長あての2020年10月14日付け「要望書」による。同会のHP。
- (11) 「反対する会」事務局の「ご報告」（2020年10月16日）による。同会のHP。
- (12) 月山山頂道路計画に反対した「出羽三山の自然を守る会」については拙著『高度成長期日本の国立公園』（2020年，時潮社），409頁参照。その後「出羽三山の自然を守る会」が「反対の会」に参加している事情については，前掲佐久間「多くの市民連携で風車建設『白紙撤回』」を参照。
- (13) 「出羽三山に風力発電計画住民ら署名活動」『朝日新聞』2020年9月1日のデジタル版。「霊場・出羽三山に大型風力発電計画山形県など反発」、『日本経済新聞』2020年9月1日の電子版
- (14) 前掲「霊場・出羽三山に大型風力発電計画山形県など反発」、『日本経済新聞』2020年9月1日の電子版。
- (15) 前掲『（仮称）山形県鶴岡市風力発電事業』に係わるこれまでの経過。
- (16) 「吉村美枝子」については、『ウィキペディア』の記事参照。
- (17) 「皆川治」については、『ウィキペディア』の参照記事。
- (18) 前掲野堀嘉裕「『環境配慮書』に対する意見」。
- (19) 「前田建設工業が出羽三山に風力発電計画撤回 全国に跨る山岳信仰の地住民の運動で1週間で決着」，前掲『長周新聞』2020年9月15日，デジタル版。
- (20) 同上。
- (21) 「反対する会」事務局の前掲「署名集約の中間報告」（2020年9月23日），及び同事務局の前掲「ご報告」（2020年10月16日）。
- (22) 前掲『長周新聞』2020年9月15日，デジタル版。
- (23) 「事業者が『白紙撤回』出羽三山地域での風力発電」、『朝日新聞』2020年9月10日，電子版。
- (24) 「反対する会」事務局の前掲「ご報告」（2020年10月16日）。
- (25) 「反対する会」事務局の前掲「報告：署名の集約，鶴岡市長への報告・要望」（2020年10月25日）
- (26) 「反対する会」事務局の前掲「報告：県への要望書と反対署名を提出。会の解散」（2020年11月3日）。
- (27) 同上。
- (28) 鶴岡市景観審議会「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係わるガイドライン」改正案，「令和2年度第1回鶴岡市景観審議会配付資料一覧」に掲載。鶴岡市のHP参照。

（２）利尻礼文サロベツ国立公園周辺の浜里ウインドファーム計画と反対運動—敗北事例

次に利尻礼文サロベツ国立公園周辺の浜里ウインドファーム計画と反対運動の敗北した事例を検討しよう。

風力発電事業者は、21世紀に入ってからすすめた経済通産省・環境省が国立公園周辺の風力発電誘致政策に従って、利尻礼文サロベツ国立公園周辺で風力発電開発計画を積極的に進めた。

北海道は、すでに多くの風力発電事業が展開されてきた地域である。

ユーラスエナジーグループだけで、7個所の風力発電が操業中であり、更に、11個所が建設中である⁽¹⁾。中でも常時風力が強い沿岸地域の道北地域、利尻礼文サロベツ国立公園周辺においては、浜頓別ウインドファーム（浜頓別町、2001年稼働、1000kw、1基）、宗谷岬ウインドファーム（稚内市、2005年稼働、1000kw、57基、5.7万kw）、北天ウインドファーム（稚内市、2018年稼働、3000kw、10基、3万kw）、苫前ウインドファーム（稚内市、2020年3月稼働、4200kw、5基、2万kw）、利尻礼文サロベツ国立公園周辺のサロベツ原野の南部には比較的小規模なオトソルイ発電所（天塩郡幌延町、2015年稼働、1基750kw、28基、2.1万kw）などが設置されており、さらきとまないウインドファーム（稚内市、4300kw、16基6.9万kw）、新さらきとまないウインドファーム（稚内市、2024年稼働、4300kwの4基、1万4860kw）などが稼働中である⁽²⁾。

ここでは、2015年3月10日に株式会社道北エナジーによって、北海道天塩郡幌延町、利尻礼文サロベツ国立公園の徐外地、サロベツ湿原の中の国立公園外の一角に提起され、2020年に経済産業大臣の認可をえて、2023年から稼働している「浜里風力発電事業」（通称浜里ウインドファーム）について検討する⁽³⁾。

「浜里風力発電事業」計画の実現過程の検討によって、自然環境や住民の健康を毀損する可能性が高い「浜里ウインドファーム」建設計が、自然保

護団体や地域住民の反対意志を無視して、経済産業省、環境省、北海道知事に承認されていく過程と、国立公園に隣接する風力発電が何時も危険と隣り合わせに存在していることを明らかにしたい。

この株式会社道北エナジーによる「浜里ウインドファーム」建設計画の経緯は、表6の通りである。

表6 利尻礼文サロベツ国立公園隣接の浜里風力発電計画の概要

	発電能力	風車規模
2015年案	1基2000～3000kw 30基 総出力6～10万kw	ブレード（羽根）、枚数の3枚 ローター（羽根全体）、直径約80～115m ハブ（柱）高さ80～100m 風車の高さ120～160m
2017年案	1基3000kw 最大17基 総出力6～10万kw	ブレード枚数3枚 ローター（羽根全体）、直径約130m ハブ（柱）高さ85m 風車の高さ150m
2020年案	1基4300kw 14基 総出力6万kw	
2023年稼働	1基4300kw 14基 総出力4.3万kw	ハブの高さ85m ローター、直径約130m

注 「(仮称) 浜里風力発電事業株式会社道北エナジー」の各種資料から作成。

表6に示したように、浜里風力発電基本計画は、最初に提起された2015年8月には、1基2000～3000kwの発電機を約30基、総発電量6～10万kwで、風車の規模は、ブレード（羽根）枚数の3枚、ローター直径80～115m、ハブの高さ80～100m、風車の高さ120～160mであった。

事業者は、2015年に事業計画を策定すると、法的規定にしたがって、「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響調査準備書」（以下「環境影響調査準備書」と略す）を公示し、各方面から意見を求めた。

経済産業大臣、環境大臣、北海道知事、住民などが、「環境影響調査準備書」に対する「評価意見」を提出し、審査会が「環境影響評価方法書の審査書」を提出し、事業計画についての評価を行なった⁽⁴⁾。

その後、評価審査を受けて、2017年7月の事業所の計画案は、発電能力

をそのままにして、風車を30基から17基に縮小するかわり、風車1基の能力を高める計画に改めた。

2020年の計画案では、環境省、道知事の要望や、住民や反対組織の批判を受けて、風車1基の能力を4300kwに高め、風車数を14基に減らし、総発電量を6万kwに減らした。風車の規模は、当初計画より、大型化しつつ、発電所規模を若干縮小した。

そうした計画の2回ほどの変更作業を繰り返し、経済産業大臣は、2020年1月9日に、幾分修正された「環境影響調査準備書」を「確定」した計画と評価して公認した⁽⁵⁾。

浜里風力発電施設は、2023年に完成し稼働を開始した。

浜里風力発電事業所の計画案は抽象的な面が多く、監督官庁や北海道知事や「審査会」がそれを指摘し、具体化するように「見直し」を要求するのだが、その複雑なプロセスについて逐一言及している紙幅に余裕がないので紹介を省くが、特に問題となる点について3点ほど指摘しておきたい。

第1に北海道知事の浜里風力発電計画に対する「意見」である。

北海道知事は、「(仮称)浜里風力発電事業環境影響調査準備書に係わる知事意見」(2016年12月22日届出)において、本事業が「鳥の渡りや繁殖等への著しい影響が懸念される」とか「風景への著しい影響が懸念される」とか、「環境保全措置の検討が十分とは言えない項目が散見され、環境保全措置が適切ではない項目については、事業の実施により重大な環境影響が生ずるおそれがあるほか、科学的根拠に基づく適切な予測及び評価を行っていない項目については、環境評価を回避又は低減できるとする評価の妥当性が確認できない内容となっている。」と指摘している⁽⁶⁾。

この指摘は、事業計画が著しく妥当性を欠くと指摘しているようであるが、しかし事業に反対とは一切指摘せず、結局は計画を認めるということになっている。

第2に環境大臣の浜里風力発電計画に対する「意見」である。

2015年4月24日の「(仮称)浜里風力発電事業に係わる環境影響調査準

備書に対する環境大臣意見」において、環境大臣は、「本事業の事業実施想定区域の周辺は、ラムサール条約湿地であるサロベツ原野、国指定鳥獣保護区…利尻礼文サロベツ国立公園等の保護地域等が集中し」ており、「本事業の実施に伴いこれらの環境保全上重要な地域及び重要な動植物や生態系等への影響が懸念される。」と述べ、「適当な「措置を適切に高ずること」要求している。

しかし、国立公園を所管する環境省は、政府によって『特定風力集中整備地区』に特定された道北地区に計画された風力発電事業」に対し反対する訳にもいかず、2017年6月1日の「(仮称)浜里風力発電事業に係わる環境影響調査準備書に対する環境大臣意見の提出について」においては、「景観及び鳥類への影響が強く懸念される風力発電事業について、設置の取りやめ又は配置の変更」、「植物及び生態系への影響について、十分な予測及び評価を実施し、設置の取りやめ又は配置の変更を行うこと等を求めている」と指摘した⁽⁷⁾。

しかし環境大臣は、最終的には経済産業省の認可を認めている。

第3に、事業者がまとめた「(仮称)浜里風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解」(2017年2月)に示された住民の「意見」についてである。

ここで「意見」とは、事業者が公開した「環境影響評価準備書」に対して提出された4名(閲覧者名簿記載者)の「意見書」、インターネットによる閲覧者(401回)が提出した95件の「意見書」と、事業者が開催した3回の「説明会」(出席者13名)に出された意見などである⁽⁸⁾。

事業者がまとめた「(仮称)浜里風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と事業者の見解」のⅡは、1「事業の目的及び内容」(79件)、2「アセス手続き」(20件)、3「騒音・超低周波音」(10件)、4「動物」(51件)、5「植物」(3件)、6「景観」(13件)に関する意見であった。

1「事業の目的及び内容」に対する「意見」は、単純に言えば賛成33件、条件付き賛成14件、賛成計は47件(59.5%)であり、反対は29件(36.7%)、

賛否不明3件（3.8%）であった。

意見聴取の方法からみて、賛否の絶対数は問題ではなく、そもそもここにまとめられた「意見」は、事業者がもともと地元住民の賛否の実態を明らかにしようとしたものではなく、単に住民の意見を聞いたとするアリバイ作りのための意見にすぎない。とはいえ、事業者が、36.7%の反対意見を掲載したことの意味は大きい。

計画に賛成の理由は、幾つかのタイプがある。第1の賛成理由は、風力発電がクリーンエネルギーであるということである。例えば表示されたNo.21の意見は、風力発電が「地球温暖化の抑制や自給率向上に貢献」することを挙げている。第2の賛成理由は、例えばNo.47の意見のように、風力発電事業が「雇用等で経済効果」を生むことを挙げている。第3の賛成理由は、例えばNo.3の意見のように、風力発電が「幌延の新シンボルとして観光資源」になることを挙げている。第4の賛成理由は、例えばNo.16の意見のように、風力発電事業が地元の「税収」増加をもたらすことを挙げている。第5の賛成意見は、例えばNo.3の意見のように、風力発電事業が総じて「地元の活性化」をもたらすことを挙げている。

確かに、風力発電の公害を無視すれば、賛成論は妥当なものである。

風力発電反対の意見は、これまで一般的に指摘されたように、風力発電は、風景を毀損し、動植物に危害を加え、自然環境を毀損し、超低周波音が住民の健康を害する等と指摘している。

次のようなNo.46の反対意見が代表的である。

風力発電「事業地は、国民の共有財産であるサロベツの国立公園に4方を囲まれた飛び地にある。すぐ東側は国立公園の中核となる特別保護地区がある海岸砂丘が広がり、西側は海岸草原に隣接している。国立公園の重要な部分に隣接する場合、緩衝帯を設けるのが妥当と考えるが、幅が狭いため設けることができない。事業地は、本来国立公園に含まれるべき特質を備えているが、幌延町などの意向で編入しなかった場所である。しかし、今でもこの地域が国立公園指定地と同等の重要性があることに変わりはない。

い。さらに、事業地の東側半分は、国際的に重要な野鳥の生息地（IBA）に選定されており、砂が採取され砂丘林の多くが消失した後も、引き続き多くの野鳥が生息するとともに、渡りの経路として利用されているため、その重要性に変わりはない。以上のことから、事業地は風車建設の選定場所として不適切である。」

完結にして説得力のある反対論である。反対論の中に礼文サロベツ国立公園の擁護に言及したのが散見されるが、それらの意見は国立公園研究者からみて頼もしい。なおこれらの反対意見に対して事業者は、逐一コメントしているが、計画有りきの自説を一方的に述べているに過ぎない。

例えば先に引用したNo.46の反対論に対して「対象事業実施区域の周辺には豊かな自然環境が分布することを認識の上、当該事業計画及び現地調査や保全措置の検討を進めてまいりました。また、現地調査により、本事業実施区域内の大半は既に改変されている状況を把握したうえで、可能な限り環境への影響低減を図るように努めました。鳥類については、現地調査をふまえ、影響が大きいと考えられる箇所への風車設置は極力避ける等、配置計画の見直しを行いました。」と指摘し、反対意見に何ら向き合っていない。

さてこうした浜里風力発電事業計画に対して住民はどのように反対運動を展開したであろうか。

2017年2月8日に、NPOサロベツ・エコ・ネットワーク代表理事高瀬清、日本野鳥の会理事長佐藤仁志、日本野鳥の会道北支部長小杉和樹、北海道ラムサルネットワーク代表小西敢の連名の「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価準備書」に対する「意見書」が提出された⁹⁾。

「意見書」は、「基本的な考え方」として次のように述べている。

「利尻礼文サロベツ国立公園とその周辺には、国内最大の高層湿原があり、どこまでも何もない平原やそこから眺める雄大な利尻富士の景観を求めて多くの人が訪れる。また鳥類をはじめとする国内を代表する貴重な野生生物の生息地であり、渡り鳥にとっては国内有数で国際的にも重要な渡

り経路となっている。特に水鳥にとって国際的に重要な中継地であるラムサール条約湿地や重要野鳥生息地（IBA）となっている。

私たちは風力発電の重要性は理解しているが、全体としてサロベツを取り囲み、宗谷地方を覆うような風車建設計画には様々な問題点があると考ええる。加えて、現状ではこれらの地域において、水鳥をはじめとした渡り鳥の生態について明らかになっていない点が多い。

このような中で、急激な風車建設により、今後永きにわたって利用可能な尻礼文サロベツ国立公園とラムサール条約登録湿地や、その周辺の自然環境の観光資源を含めた資質を損なう恐れが大きいと懸念する。

風車建設は、地域にとって大きな影響があるため、渡り鳥の不明な生態を明らかにした上で、全体像を把握し、協議会などの開かれた場で、地域住民やサロベツとその周辺の利用者が内容を十分に理解したうえで、時間をかけて建設による影響を検証すべきと考える。」

ここで4団体は、風車建設に反対の姿勢を示した。

更に「準備書の個別内容についての意見」として「縦覧方法と住民説明会」「関係者への説明」の不備についての批判は、紙幅の都合ですべて紹介はできないが、「事業地の選定」について次のように「意見」を紹介しておきたい。

「事業地は、国民の共有財産であるサロベツの国立公園に4方を囲まれた飛び地にある。すぐ東側は国立公園の中核となる特別保護地区がある海岸砂丘が広がり、西側は海岸草原に隣接している。国立公園の重要な部分に隣接する場合、緩衝帯を設けるのが妥当と考えるが、幅が狭いため設けることができない。事業地は、本来国立公園に含まれるべき特質を備えているが、幌延町などの意向で編入しなかった場所である。しかし、今でもこの地域が国立公園指定地と同等の重要性があることに変わりはない。さらに、事業地の東側半分は、国際的に重要な野鳥の生息地（IBA）に選定されており、砂が採取され砂丘林の多くが消失した後も、引き続き多くの野鳥が生息するとともに、渡りの経路として利用されているため、その重要

性に変わりはない。以上のことから、事業地は風車建設の選定場所としてとして不適切である。」

更に「景観」については、次のように指摘する。

「1.サロベツを代表する重要な景観」について「国立公園である下サロベツ湿原の中核となる幌延ビジターセンターや、そこから伸びる下沼、小沼、パンケ沼までの3kmの木道やパンケ沼から西側を眺めると、人工物が何もない湿原と砂丘林、利尻富士が見える景観が広がっている。このなにもない景観は、サロベツ湿原を代表するものであり、実際にそれを目的に毎年多くの来訪者が訪れ、リピーターも多い。特にパンケ沼は、全国規模で行われた環境フォトコンテスト2015で最優秀賞が出るほど夕日が有名な場所であり、毎年カメラマンによる夕日撮影ツアーが開催されている。この景観の中に一つでも人工物が建設されると、その良さが大きく損なわれ、国立公園としての資質が大きく損なわれる。加えて、関連するエコツアーを行うための観光資源にも大きく影響を及ぼすことが懸念される。このため、風車の建設は避けるべきである。」

「2.国立公園の利用者が求めるもの」については、詳しくは省くが端的に「サロベツは、豊富町と幌延町で隣接しており、中核となるサロベツ湿原センターの木道からも音類の風力発電所の風車が視認できる。豊富に近い浜里でより大きな風車が建設されれば、なにもない高層湿原が魅力である景観が損なわれ、同様に豊富町にとっても観光資源として大きく損なわれることが懸念される。このため、風車の建設を避けるべきである。」と指摘されている。

「3.事業者の景観配慮案」と「4.海岸から砂丘林を見た場合」の指摘は省略するので、本文を参照されたい。

以上のように、自然保護4団体は、「(仮称)浜里風力発電事業」計画に基本的に反対していた。

しかしその後この4団体の「(仮称)浜里風力発電事業」計画に反対する明確な運動は確認できない。北海道では、山形県の「出羽三山の風車建設

に反対する会」のように特定の風力発電事業計画に反対する組織がなく、幌延町を中心とした「(仮称) 浜里風力発電事業」計画反対を掲げた組織が存在しないのである。

その代わり2018年6月に設立された「風力発電の真実を知る会」というように風力発電反対を明記しない組織が道北で反対運動を行なっている。しかし「風力発電の真実を知る会」が、直接「浜里風力発電事業」計画反対を示す資料をネットで見つけることができなかった⁽¹⁰⁾。

唯一2020年9月22日の同会の北海道天塩郡幌延町にて「『(仮称) 浜里風力発電事業』の建設工事が始まっています」という簡単な記事が掲載されているだけであった⁽¹¹⁾。

2003年に設立された「NPOサロベツ・エコ・ネットワーク」も、道北における風力発電に早くから反対し、すでにみた「(仮称) 浜里風力発電事業」に反対する文書をネットに掲載しているが、幌延町における地元の反対運動について何も報じていない⁽¹²⁾。

2019年2月24日に「道北の自然と再生エネルギーを考える会」によって「風車学習～道北地方の風力発電を考えよう～」という学習会が開催されたが、ネットに掲載された三つの講演の要旨、サロベツ・エコ・ネットワーク長谷部真「風力発電計画と景観の生物への影響」、風力発電の真実を知る会佐々木邦夫「風力発電による騒音と健康被害」、北海道海鳥センター石郷岡卓哉氏「羽幌町周辺における風力発電と普及啓発の取り組み」ではいずれも「(仮称) 浜里風力発電事業」計画に言及していない。

幌延町会議員鷺見悟の講演「幌延町の風力発電と計画」は、同町に既に存在しているオトンルイ風力発電所の2葉の写真を掲載するだけで講演の要旨は掲載されていない⁽¹³⁾。

更に北海道自然保護協会も、風力発電事業に批判的に係わっているが、2014年以降、道内の個々の風力発電計画に批判的に言及しているが、「(仮称) 浜里風力発電事業」計画に言及した資料をみることができなかった⁽¹⁴⁾。

環境省と2人3脚で自然保護運動を行ない、国立公園の管理に関心を強

くもってきた日本自然保護協会も、環境省が浜里風力発電事業に対して反対の態度を示さず、事実以上利尻礼文サロベツ国立公園のご真ん中に建設されようとする同計画を黙認したように思われる。日本自然保護協会が北海道の風力発電事業に関心を示し始めたのは2020年に入ってからに過ぎない⁽¹⁵⁾。

私は、「(仮称)浜里風力発電事業」反対運動は、少なくとも地元では表だって積極的に行なわれていなかったのではないかと考えている。その理由は、察するところ、地元幌延町では、過疎地にある幌延町の地元住民が、風力発電の経済効果(雇用の創出、観光資源化、町税の増収)にのみ目を奪われて計画に賛成し、反対しなかったということであろう。

ちなみに、先の「意見」のNo.1の意見「本町内会は周辺の町内会同様、年々世帯数が減少しており、地域のにぎわいを取り戻すことが課題と考えております。この風力事業が実現し、オトンルイ風力発電所と並んで地域のシンボルとなり、地元の活性化につながって欲しいと思っております。」というような発言は、町内会が積極的に風力発電所に賛成する姿勢を如実に示している。

北海道における風力発電施設建設反対運動の場合、「出羽山風力発電計画に反対する会」のように個別の風力発電施設建設計画に対する反対組織が設立されていない。これは、北海道では、個々の風力発電開発計画に地元住民の賛成派も多く、個々の風力発電計画に反対運動が組織しにくかったからのようである。

では何故地元幌延町で浜里風力発電事業計画反対運動が表面化せず、比較的平穏に計画が実現したのであろうか。同じことであるが、何故地元幌延町で「浜里ウインドファーム」計画反対運動は成功しなかったのであろうか。

それには幾つかの要因が考えられる。

第1に考えられる理由は、浜里風力発電事業計画に何より地元の幌延町民の多くが賛成していたからではなからうか。

とくに風力発電事業が、過疎の地域に、雇用を創出し、乏しい地域財政に巨額の事業税を落とし、リスクを伴うが一服の潤いをもたらし、過疎対策として住民に好意的に受け取られているからである。風力発電事業者は、そうした経済効果を前面に押し出して、風力発電事業に賛成するように住民に呼びかけるからである。

第2に考えられる理由は、北海道知事、地元幌延町の首長が明確に反対の姿勢を示さなかったことである。地元マスコミも浜里風力発電事業計画に批判的ではなかったようである。

出羽三山風力発電計画が、短期間に中止されたのは、山形県知事、鶴岡市長、庄内町長がこぞって反対したからであったことを想起すれば、道知事、幌延町の行政当局が反対しなかった事業計画に地元住民があえて反対することは相当に難しいことである。

第3に考えられる理由は、とくに計画が提起された2015年頃は北海道ではまだ風力発電への批判が弱く、反対運動が未熟だったため、幌延町の住民に反対運動の影響が及ばなかったのではなからうか。

風力発電のリスクである住民の健康に与える被害、動植物に与える危害、風景に与える被害などは、観光道路の建設のように視覚的にわかりやすいケースと異なり、明示的ではなくわかりにくいことが、住民に風力発電のリスクを理解され難かったといということである。

しかも動植物や風景への被害にしても、直接住民の生活に被害を及ぼすわけでもなく、ある程度の意識の高さがなければ、反対する意識や行動を生まないのである。

以上のように、こうして風力発電事業主、監督官庁、地元行政当局は、反対運動が盛り上がらなかったため「浜里風力発電事業計画」を堂々と実行したのである。

北海道で現在も多くの風力発電計画が提出されて、目下「評価」中であるが、「浜里風力発電事業計画」反対運動の不成功は、われわれに多くの教訓を残している。

注

- (1) 「Project List発電所一覧」,「株式会社ユーラスエナジーホールディングス」のHP参照。
- (2) 同上社の「ユーラスエナジーグループの発電所一覧」,及び加藤やすこ『再生可能エネルギーの問題点』, 緑風出版, 2020年, 23-5頁, などを参照。
- (3) 「(仮称) 浜里風力発電事業」計画については, 株式会社道北エナジーの各種資料(経済産業省HPに掲載)を参照。
- (4) 「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価方法書」(2015年8月10日届出日)と同「環境影響評価準備書」(2016年12月22日届出日)についての事業者の「見解」, 経産大臣, 環境大臣, 北海道知事の「意見」, 審査会の「審査書」の2種がある。経産省HP。
- (5) 経済産業省「合同会社道北風力『(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価書』に係る確定通知について」(2020年1月9日), 経産省HP。
- (6) 道知事の「意見」は「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響方法書についての意見」(2015年8月届出)と「(仮称) 浜里風力発電事業環境影響評価準備書についての知事意見」(2016年12月届出)の2種あって, ここでは後者を取り上げる。
- (7) 環境大臣の「意見」も「(仮称) 浜里風力発電事業環境配慮書に対する環境大臣意見」(2015年4月24日)と「(仮称) 浜里風力発電事業環境評価準備書に対する環境大臣の意見の提出について」(2016年6月1日)の2種がある。環境省HPを参照。
- (8) 住民の「意見」も2種あって, 「(仮称) 浜里風力発電事業環境評価方法書についての意見と当社の見解」(2015年10月)と同「環境評価準備書についての意見と当社の見解」(2017年2月)があるが, 後者がしっかりした文書である。株式会社道北エナジーのHPに掲載。
- (9) 道北エナジー社に提出した自然保護4団体の「(仮称) 浜里風力発電事業環境評価準備書」に対する「意見書」(2017年2月8日), NPOサロベツ・エコ・ネットワークのHPに掲載。
- (10) 「風力発電の真実を知る会」のHPを参照。
- (11) 「浜里風力発電事業の工事が始まっています」(2020年9月22日), 「風力発電の真実を知る会」HP
- (12) 「NPOサロベツ・エコ・ネットワーク」のHPを参照。
- (13) 「道北の自然と再生エネルギーを考える会」主催「風車学習～道北地方の風力発電を考えよう～」(2019年2月24日, 於サロベツ湿原センター), Webサイト参照。

(14) 北海道自然保護協会の「これまでの活動内容2011年～」, 同協会HP参照。

(15) 日本自然保護協会も早くから風力発電のリスクについて言及してきたが, 国立公園に隣接する浜里風力発電事業に対する言及はない。

(3) 十和田八幡平国立公園周辺の「(仮称) みちのく風力発電事業」 計画と反対運動—反対の成功事例2

十和田八幡平国立公園内・周辺には, 近年, ユーラスエナジーホールディングス社の「(仮称) みちのく風力発電事業」計画と日本風力開発・十和田風力開発による「(仮称) 惣辺奥瀬風力事業」計画の二つが提出された。

まずユーラスエナジーホールディングス社の「(仮称) みちのく風力発電事業」計画とその計画に対する反対運動からからみてみよう。

ユーラスエナジーホールディングス社は, 2021年9月に「(仮称) みちのく風力発電事業」計画を提起したが, その後その計画に対する厳しい反対運動が展開され, 2022年後半から23年に掛けて青森県知事, その他関連の6市町村の首長が計画に反対したため, 2023年10月に計画を白紙撤回した。

「(仮称) みちのく風力発電事業」計画の要点は, 以下の通りである⁽¹⁾。

当初の風力発電総出力は, 約60万kw, 風力発電1基の出力は, 4000kw級~5000kw級, 120~150基で, 大型風力発電計画である。2027年4月に工事を着工し, 2030年に稼働を予定していた。

風力発電所建設予定地は, 約1万7300ヘクタールの「十和田八幡平国立公園を含む青森市, 十和田市, 平内町, 野辺地町, 七戸町, 東北町の6市町村にまたがる「八甲田山周辺で日本では例を見ない1事業の規模では国内最大の陸上風力発電事業」計画である。

この地域は, 十和田八幡平国立公園の周辺にある「ブナの若葉, 彩る花々, 輝く紅葉, 樹氷広がる白銀の世界…四季折々の美しさあふれる八甲田山。豊かな自然環境に恵まれて息づく生物多様性」に富む八甲田山麓に

ある⁽²⁾。

この計画に対し2021年11月に環境大臣は、法手続きに従って「意見」を提出した⁽³⁾。

その要点は、「(1) 本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業計画の大幅な見直しを行うこと、(2) 風力発電設備等の設置による野生鳥獣の生息空間の減少又は分断並びに風力発電設備への鳥類の衝突事故や移動の阻害等による鳥類等への影響を回避又は極力低減すること、(3) 国立公園の区域内における風力発電設備の設置を原則回避するとともに、利用施設及び主要な眺望点から最大限離隔を取る等の措置を講じ、眺望景観への重大な影響を回避又は十分に低減すること」であった。

環境省の「意見」は、いつものように一般論であって、「国立公園の区域内における風力発電設備の設置を原則回避する」と環境省の原則の方針以外は、「事業計画の大幅な見直しを行うこと」と勇ましい文言はあるが、風力発電のリスクについては「影響を回避又は極力低減すること」などという曖昧な対応にとどまっております。風力発電設備に対する厳しい姿勢は見られない。

2021年12月に公示された経済産業大臣の「意見」は、風力発電事業を促進している立場から、計画の策定、実施にあたって注意を喚起するという程度のものであった⁽⁴⁾。

2021年9月に「(仮称) みちのく風力発電事業」計画が公示されると、地域住民の激しい反対運動が開始された。

地元の自然保護団体「Protect Hakkoda～八甲田の自然を後世に～」(以後、「Protect Hakkoda」の会と略す)の会は、2021年12月から、ネットを通じて計画反対の署名活動を行なった⁽⁵⁾。

2022年2月17日に「Protect Hakkoda」の会の浜辺信彦代表は、全国から集めた計画反対の署名約2000筆をもって、三村申吾青森県知事に「事業計画の撤回に向けた意思表示をするよう要望」し、「みちのく風力発電事業

の中止、撤回」を求めた⁽⁶⁾。

その後、「(仮称) みちのく風力発電事業」反対運動は、2022年5月初めに設立された「東北の山の今と未来を考える会」の活動の一環として行なわれた。この「東北の山の今と未来を考える会」は、おもに宮城と青森の両県の住民によって2021年、東北の風力発電事業、太陽光発電事業に対する反対運動をまとめ、広めるために設立された⁽⁷⁾。

宮城県には「みやぎ・なめとこ山の会」という組織が存在していたが、この会は、東北で風力発電や太陽光発電事業計画が進められているのを契機に、「東北の山々の豊かな自然と地元の人々の安全安心な暮らしを守りたい」との趣旨で、「宮城県・青森県で活動している団体と一緒に、『東北の山の今と未来を考える会』プロジェクト」を立ち上げられたと言われている⁽⁸⁾。

「東北の山の今と未来を考える会」は、「みやぎ・なめとこ山の会」を先頭に、「耕野の自然と未来を考える会」（宮城県丸森町、2019年設立）、「太白カントリークラブメガソーラー建設に反対する会」（宮城県仙台市）、「鳴子温泉郷の暮らしとこれからを考える会」（宮城県大崎）、「加美町の未来を守る会」（宮城県加美町）、「風力発電を考える色麻の会」（宮城県色麻町）、「Protect Hakkoda～八甲田の自然を後世に～」(青森市)の7団体から構成されていた⁽⁹⁾。

この会の呼びかけ団体となった「みやぎ・なめとこ山の会」は、「自己紹介」の中で会の名称を「宮沢賢治の作品『なめとこ山の熊』の「なめとこ山」から取ったといい、「なめとこ」は、アイヌ語の「水源」の意味で、「なめとこ山は水源の山」であり、「そこを護る熊をはじめとする野生生物を少しでも遺す活動」をすると指摘されている⁽¹⁰⁾。

「(仮称) みちのく風力発電事業」に対する反対運動は、多くの地域の風力発電事業、太陽光発電事業への反対運動の中で展開された。

「東北の山の今と未来を考える会」は、2022年5月22日（日）の午後、宮城県加美郡加美町のやくらい文化センターにおいて参加費無料の「東北

の山の今と未来を考える～豊かな自然や地域と共生する再生可能エネルギーを求めて～」と題するシンポジウムを開催した。

集会を呼びかけポスターには、集会の目的を「東北の山々で、国内外の投資家による大規模風力発電やメガソーラー計画が目白押しです。山を削ったり、大規模道路を開設すると、生命、あふれる豊かな自然も地域の生活も一変してしまいます。多くの方に、今、東北の山々で起ころうとしていることを知っていただきたく、奥羽山脈の懐で、尾根を削っての巨大風車建設が予定されている宮城県加美町での集会を企画しました。全国の方々にお集まりいただきたいのです。」と指摘されている。

シンポジウムは、元産経新聞東北総局次長三枝玄太郎氏の「再エネによる自然破壊」と題する講演のほか、登山家で環境保護活動家の野口健氏がオンライン参加、衆議院議員（自民党）古屋圭司氏がビデオレターで参加し、5団体からの風力発電やメガソーラーの計画、反対運動についての報告があり、この会の後援団体である「全国再エネ問題連絡会」代表の挨拶の後、質疑応答が行われた。集会の様子はYouTubeでLIVE配信され、HPで報告された⁽¹¹⁾。

「東北の山の今と未来を考える会」は、シンポジウムに先だって2022年5月の12日（木）と15日（日）の両日の13時～15時に仙台市で街頭署名活動を行ない、5月17日に宮城県知事宛に署名と「要望書」を提出し、記者会見を行なった⁽¹²⁾。

シンポジウムの後、「Protect Hakkoda」の会（代表浜名信彦）は、2022年5月31日に青森庁を訪れ、「県に中止を要望」し、署名6727筆と、公開質問状を提出した⁽¹³⁾。

2022年5月に、日本自然保護協会は、現地視察を行ない⁽¹⁴⁾、ようやく個別の風力発電開発計画に立ち向かうことになった。

三村申吾青森県知事は、「Protect Hakkoda」の会の「質問」に対し「2022年7月15日までに文書で回答する予定」と報じられた⁽¹⁵⁾。

2022年6月10日に開催された青森県議会で、『東奥日報』（2022年6月11

日)によれば、三村知事は、八甲田周辺などで計画されている二つの風力発電事業を巡る「一般質問」に答えて、「県民の命と暮らしを守る大切な水を蓄えている森林を無秩序に開発して良いというわけではない」、事業計画地は「観光資源としても非常に貴重な自然景観」であると事業計画に懸念を示した。

一方、「『どうしても役所なので、法律や手続き論でやりとりしなければ』として県の立場に理解を求めた。」更に「事業に反対の立場を取る鹿内博議員（県民の会）の再質問に答え」、「『再生可能エネルギーという、何でもどこでも良いという雰囲気はおかしい』と切り出した三村知事。いつもは核燃料サイクルを巡って丁々八止のやりとりをしている鹿内議員に『珍しく方向性が気分的に同じ』と語りかけた。」

そしてこの計画に対し「一部の地元住民が自然環境や景観、『霊山十和田』の参詣道・十和田古道に影響及ぼすとしてみ直しを求めている」ことについては、「三村知事は『地域に根付く文化や信仰は尊重されるべきもの』としたほか、水源となる森林を乱開発すれば河川の下流側に影響しかねないとした。『しかるべきところで丁寧に対応する』とも話した。

取材に対しては『決まっている限りは法にのっとって進めるが、気持ちは言っても良いんだべと（思った）』と語った。」と報じられた⁽¹⁶⁾。

この時期には、三村青森知事は、行政の立場の難しさを指摘し明確に「事業」に反対していたわけではないが、明らかに「事業」に批判的な姿勢を示していた。

こうした行政の姿勢をみて2022年8月1日、ユーラスエナジーホールディングス社は「Protect Hakkoda」の会との意見交換で「風車設置計画地域を見直し、十和田八幡平普通地域を除外する方針」を示した。これに対し同会の代表浜辺信彦氏は、「広大な計画エリアを少しでも絞れた点の一つの収穫。ただ一番危惧される景観への影響も考え、(国立公園を含む)南エリアはどうしてもやめてほしい」と訴えた⁽¹⁷⁾。

これを受けて2022年8月3日の記者会見で「青森市や七戸町など八甲田

周辺で民間事業者が計画中の風力発電事業について、三村申吾知事は3日の定例記者会見で、『再生可能エネルギーなら何をやっても良いのかと語気を強め不快感を示した。長年、県内の水循環の整備に取り組んできたことを挙げ、環境保全の観点から反対の立場を明確にした。』

三村知事は『私的な立場での発言』と前置きした上で、環境保全で一番重要なのは水の循環ネットワークと強調。『手間と時間を掛けて山を整え、水路を繋ぎ、よい土と良い水で攻めの農林水産業をやってきた』と訴えた。⁽¹⁸⁾

ここで三村知事は、「事業」の見直しではなく廃止を主張したのである。

他方、2022年8月30日の青森市議会では「(仮称)みちのく風力発電事業の中止を求める決議」が否決され、「(仮称)みちのく風力発電事業」計画反対運動に暗雲が垂れ込めた⁽¹⁹⁾。

2022年10月10日、青森市内の「アピオあおもり」で「八甲田300年の森に迫る危機～自然保護と風力発電を考える」講演会が「Protect Hakkoda」の主催、日本自然保護協会と「東北の山の今と未来を考える実行委員会」の後援で開催された。

講演会は、『朝日新聞』の中山由美記者が「北極・南極からみえる地球異変」、日本自然保護協会の若松信彦博士が「八甲田の希少な植生と各地で進む風力発電事業の自然破壊」、織朱実上智大学院教授が「再生エネルギーと環境アセスメント」について講演した⁽²⁰⁾。

腰の重かった日本自然保護協会が、「(仮称)みちのく風力発電事業」に反対の姿勢を示したことが注目される。

この講演会を契機に、青森県内の行政の動きが大きく変化してくる。

この講演会に参加していた平内町の船橋町長は、10月11日の講演会の直後に「(仮称)みちのく風力発電事業」反対を表明した⁽²¹⁾。

2022年12月には青森市議会で「(仮称)みちのく風力発電事業の中止を求める意見書」が全会一致で可決された⁽²²⁾。

2023年2月にユーラス社は、計画の大幅縮小を発表し、3月に6カ所で

自主的な事業説明会を開催した⁽²³⁾。

『朝日新聞』2023年3月4日のデジタル版で、「青森県の八甲田山系や周辺で計画されている『みちのく風力発電事業』について、青森市の小野寺晃彦市長が2日の市議会で、計画への反対を表明した。一般質問で市議から事業の是非を問われ、『市民の理解を得るのは極めて困難。市として反対の立場で対応すると』と述べた」と報じられた。また「小野寺市長は『市議会が全会一致で採択したことを重く受け止めた。市も反対すべきだと判断した』と話す」と報じられた⁽²⁴⁾。

「みちのく風力発電事業」に係わる青森県知事に加え、県内で有力な青森市長が事業に反対したことは反対運動に大きな重みをもたらした。

なおユースエナジーホールディングス「社は、市長の反対表明について、朝日新聞の取材に『非常に重く受け止めている。地元の理解がえられないまま事業は進めず、理解が得られるように丁寧に対応したい』とコメントした。」⁽²⁵⁾。

2023年6月4日に三村知事の任期満了にともなう県知事選挙が行なわれた。県知事選挙は、自民党の分裂選挙となり複雑な様相を呈したが、計画に反対していたもとむつ市長の宮下宗一郎無所属候補が40.4万票（68.10%）をえて⁽²⁶⁾、事業計画に反対していたもと青森市長で自民党公認候補小野寺晃彦候補（17.4万票・29.3%）を破り当選した⁽²⁷⁾。

県知事選は、もともと青森市長の小野寺氏も「事業」に反対していたので、事業反対の宮下候補とは「事業」の是非が争点にならなかった。ちなみに宮下候補の7項目の選挙公約には「事業反対」が含まれていなかった⁽²⁸⁾。

青森県知事選挙の同日の2023年6月4日に青森市長選挙が行なわれた。県知事選に立候補するために「(仮称)みちのく風力発電事業」に反対していた小野寺晃彦青森市長が辞任したためであったが、無所属の新人のもとむつ市長で青森商工会議所前副会頭の西秀樹（59）氏が、「みちのく風力発電事業の白紙撤回」を公約し「三村申吾知事や自民党の国会議員、県議ら

の支援を受け、5万7062票の多数をえて、次点の小野小三郎氏の3万4119票を破り当選した⁽²⁹⁾。

なお2023年5月17日に十和田市長選で当選した小山田久市長は、「知事選で、前青森市長の小野寺晃彦（47）を支持することを明らかにした。」⁽³⁰⁾。そのためか、後にみるように小山田十和田市長は「惣部奥瀬風力発電事業」計画に反対せずあいまいな姿勢をとっていた。

こうして一挙に「(仮称) みちのく風力発電事業」を取り巻く青森県の政治状況は変化した。

2023年8月に青森市、十和田市、平内町、野辺地町、七戸町、東北町の6市町村長がユーラス社に「(仮称) みちのく風力発電事業の白紙撤回をもとめる意見書」を提出した⁽³¹⁾。

不思議なのは、後にみる「惣部奥瀬風力発電事業」計画に反対していなかった十和田市が、「(仮称) みちのく風力発電事業」には反対していたことである。

2023年8月に青森県は正式に「(仮称) みちのく風力発電事業の白紙撤回を求める意見書」を提出した⁽³²⁾。

更に2023年9月の記者会見で宮下宗一郎青森県知事は、「自然環境と再生エネルギーの共生構想」を公表し、「水循環や生態系への影響がある区域のほか、景観や信仰など地域が大切にしてきた場所についても守るべきだ」と発言し、「再エネ施設の立地禁止区域を定める条例を来年度中に制定する方針を表明」した⁽³³⁾。

こうした青森県行政当局の反対を受けて2023年10月11日、ユーラスエナジーホールディングス社は、「(仮称) みちのく風力発電事業」の白紙撤回を正式に発表した⁽³⁴⁾。

一時「(仮称) みちのく風力発電事業」計画の行方は心配されたが、「(仮称) みちのく風力発電事業に対する」永い間の粘り強かつ広範囲の反対運動の意を受けて、青森県知事、その他の地元6市町村長の英知と英断によって「(仮称) みちのく風力発電事業」計画を白紙撤回させることに成功

した。

ユーラスエナジーホールディングス社は、撤回の理由について「地域の皆さまや関係自治体からの意見を含め総合的に検討した結果、計画を推進していくことは適切ではないと判断した」と指摘した⁽³⁵⁾。

「Protect Hakkoda」の川崎充共同代表も「これまでの活動が実になり安心したが、(再生エネ事業者の) 地域を置き去りにするやり方は他の地域でも問題になっている。今後の制度的な見直しにつながってほしい」とコメントした⁽³⁶⁾。

「(仮称) みちのく風力発電事業」反対運動は、出羽三山風力発電事業反対運動と並んで、国立公園の開発に反対する自然保護運動にとって大きな教訓を残した。

注

- (1) ユーラスエナジーホールディングス社「(仮称) みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書」(ただし本文は削除されていてwebサイトに掲載されていない。) その他「(仮称) みちのく風力発電事業に係わる計画段階環境配慮書に対する環境大臣の意見」などはWebサイトの同社のHP参照。
- (2) 「青森の宝の山を守ろう!」, 「Protect Hakkoda～八甲田の自然を後世に～」のHP。
- (3) 「(仮称) みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見」(2021年11月26日), 環境省HP。
- (4) 風力発電事業を積極的に推進する立場の経済産業大臣の『「(仮称) みちのく風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する意見について」(2021年12月6日)は、環境大臣の「意見」を越えるものではなかった。経産省のHPを参照。
- (5) 「八甲田山の風力発電事業計画 市民団体が青森県に中止要望」, ABA青森朝日放送, デジタル・ニュース (2022年5月31日)。八甲田のガイドたちからなる「Protect Hakkoda」の会は、設立年次が不明だが、反対運動を積極的に行なった。
- (6) 「八甲田の風力発電 知事に中止を要望/市民団体」, 「Web東奥」(2022年2月18日)の電子版。
- (7) 「東北の山の今と未来を考える会」については、「みやぎ・なめとこ山の会

- の「東北の山々の豊かな自然と地元の安全安心な暮らしを守りたい」（2022年5月2日）のWebサイトの記事参照。
- (8) 同上。
- (9) 「東北の山の今と未来を考える」シンポジウム（2022年5月22日）のプログラム、Webサイト参照。
- (10) 前掲「東北の山々の豊かな自然と地元の安全安心な暮らしを守りたい」の記事参照。
- (11) 前掲「東北の山の今と未来を考える」シンポジウム（2022年5月22日）のプログラムを参照。
- (12) 「大規模風力発電・メガソーラー問題に取り組む宮城・青森の団体…」。『プレスリリース』2022年5月11日配信の記事、Webサイト参照。
- (13) 前掲「八甲田山の風力発電事業計画 市民団体尾が青森県に中止要望」、ABA青森朝日放送、デジタル・ニュース（2022年5月31日）
- (14) 「八甲田で計画されていた『(仮称) みちのく風力発電事業』が事業廃止に」の中の「(仮称) みちのく風力発電事業の経緯」を参照、日本自然保護協会のHP掲載。
- (15) 「風力発電、反対署名提出『生態系に影響』青森県西民団体」、『毎日新聞』2022年6月1日地方版。
- (16) 「再エネ『何でも良いはおかしい』三村知事、大規模電力発電事業に苦言」、『デーリー東北』2022年6月10日の電子版。
- (17) 「国立公園への設置除外八甲田・風力発電計画」、『東奥日報』2022年8月2日、電子版。あるいは『日本経済新聞』2022年8月3日、電子版。
- (18) 「8月3日青森県三村知事 八甲田風力発電計画に明確に反対を表明」、『東奥日報』2022年8月4日。
- (19) 前掲「(仮称) みちのく風力発電事業の経緯」を参照。青森市議会資料には共産党の「風力発電について」の質問があったが、市議会の議事録では「決議」の否決を確認できなかった。
- (20) 「『八甲田300年の森に迫る危機』青森で風力発電を考える講演会」、『朝日新聞』2022年10月5日デジタル版。
- (21) 前掲「(仮称) みちのく風力発電事業の経緯」を参照。
- (22) 「八甲田山系での大規模風力発電、青森市長が反対を表明」、『朝日新聞』2023年3月4日のデジタル版。
- (23) 同上。
- (24) 「八甲田山系の風力発電、事業者が計画中止」、『朝日新聞』2023年10月11日デジタル版。

- (25) 「八甲田山系での大規模風力発電，青森市長が反対を表明」、『朝日新聞』2023年3月4日のデジタル版。
- (26) 前掲「八甲田山系の風力発電，事業者が計画中止」、『朝日新聞』2023年10月11日デジタル版。
- (27) 2023年の青森県知事選挙の結果については，青森県のHPを参照。
- (28) 「選挙候補者研究所」の「宮下宗一郎」についての記事（2024年4月16日）Webサイト参照。
- (29) 「十和田・小山田市長 小野寺氏支持を表明」、『東奥新報』2023年5月18日デジタル版。
- (30) 「十和田・小山田市長 小野寺氏支持を表明」、『東奥新報』2023年5月18日デジタル版。
- (31) 前掲「八甲田山系の風力発電事業者が計画中止」、『朝日新聞』2023年10月11日デジタル版の記事。
- (32) 前掲「(仮称)みちのく風力発電事業の経緯」を参照。
- (33) 前掲「八甲田山系の風力発電，事業者が計画中止」、『朝日新聞』2023年10月11日デジタル版の記事。
- (34) 同上。
- (35) 「八甲田風力白紙撤回」、『東奥日報』2023年10月11日。
- (36) 同上。

